

## 京都府立医科大学附属病院輸血療法委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都府立医科大学附属病院輸血・細胞医療部運営委員会規程（平成20年4月1日京都府立医科大学規程第132号）第7条の規定により、京都府立医科大学附属病院輸血療法委員会（以下「輸血療法委員会」という。）について、必要な事項を定める。

### (組織等)

第2条 輸血療法委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 輸血・細胞医療部長
- (2) 関係する診療科、中央手術部、集中治療部、救急医療部及び臨床検査部を代表する者 各1名
- (3) 薬剤部を代表する者 1名
- (4) 看護部を代表する者 1名
- (5) 病院管理課長

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員は、診療部長（診療部長を設置しない診療科にあつては診療科長）又は所属の長の推薦により輸血・細胞医療部長が指名する。

3 委員長は、輸血・細胞医療部長をもって充てる。

### (審議事項)

第3条 輸血療法委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 輸血療法の適応に関すること。
- (2) 血液製剤の選択及び適正な保管管理に関すること。
- (3) 血液製剤の適正な使用に関すること。
- (4) 輸血療法に伴う事故、副作用、合併症対策に関すること。
- (5) その他輸血療法の適正化に関すること。

### (会議の招集及び議長)

第4条 委員長は、必要に応じて輸血療法委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

### (委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、輸血療法委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門委員会の設置)

第6条 輸血療法委員会に、特定の事項を調査審議するため、専門委員会を設置することができる。

### (輸血療法委員会の事務)

第7条 輸血療法委員会の事務は、附属病院事務部病院管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、輸血療法委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。